

島根県における町村福祉事務所設置及び県福祉事務所廃止動向の調査

石飛 猛・中島 大棋

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第54号抜刷）

報告・資料

島根県における町村福祉事務所設置及び県福祉事務所廃止動向の調査

The trend of opening municipal welfare offices and closing prefectural welfare offices in Shimane Prefecture

石飛 猛、中島 大棋*

キーワード：「町村福祉事務所」「ソーシャルワーク」「地方分権」「地方自治権」「地方交付税」

はじめに

福祉に関する事務所は、市部については市設置、町村部については都道府県が設置することになっている。島根県では、町村を所管する県設置の福祉事務所から町村設置の福祉事務所への転換がすすんでおり、平成21年3月末で町村福祉事務所は13ヶ所となり、県福祉事務所は全廃の予定である。全国の町村福祉事務所は平成20年4月では20ヶ所で、このうち島根県の町村福祉事務所は11ヶ所、55%を占めている。

島根県では、平成15年9月の『市町村への権限委譲計画』のなかで県福祉事務所の業務を町村に権限委譲することを検討したことが記載されている。そこへ16・17年度の市町村合併で市福祉事務所地域が拡大し、残る町村地域が減少し飛び地状になったため、町村地域を県福祉事務所が管轄することは非効率とされ、県福祉事務所を全廃する方向になったものと考えられる。

この間の動向の中で、町村側からは町村福祉事務所設置を地方自治拡充・権限拡充の戦略としてとらえる動きはあまり見られず、県、行財政改革に協力せざるを得ないという消極的な動きが大半のようである。この背景には、県市町村ともに地方交付税頼みの財政構造であることや高齢化率の一層の上昇などによる閉塞感があるように思われる。

本報告では、以上のような動向について報告する。ただし、すべての町村への聞き取り調査が出来ていないため途中経過であることをお断りしておく。

第1章 町村福祉事務所

1. 町村福祉事務所の状況

福祉事務所は、都道府県及び市（特別区を含む）は義務設置であるが、町村は任意設置と規定されている（社会福祉法第14条）。このため、平成16（2004）年10月では、福祉事務所総数1226ヶ所のうち都道府県設置321ヶ所、市設置900ヶ所で、町村福祉事務所は5ヶ所¹⁾でしかない。町村福祉事務所の近年の増減を見ると、平成18（2006）年では、広島県の町村福祉事務所5ヶ所、島根県1ヶ所が増え、大阪府、奈良県で各1ヶ所が減り計8ヶ所²⁾となる。平成19（2007）年には島根県の町村福祉事務所が6ヶ所、鹿児島県が1ヶ所増え、全国で15ヶ所となる。平成20（2008）年では、島根県が4ヶ所、岡山県が1ヶ所増加して全国で20ヶ所となるが、島根県の町村福祉事務所が55%を占めている。（表1参照）

2. 町村福祉事務所をめぐる状況に関する議論

京極は、近著のなかで、「郡部福祉事務所そのもののあり方についての問題群」^[1]と題して、郡部（県）福祉事務所と町村福祉事務所についてふれている。

* 島根県 中山間地域研究センター

表1 町村福祉事務所数

2004/10/1	2006/10/1	2007/10/1	2008/4/1	人口(2005国調)
奈良県榛原町(S26年)				06年1月宇陀市
十津川村(S31年)	十津川村	十津川村	十津川村	奈良県 4,390人
島本町(S47年)	島本町	島本町	島本町	大阪府 29,025人
大阪府美原町(H10年)				05年2月堺市
大崎上島町(H16年)	大崎上島町	大崎上島町	大崎上島町	広島県 9,236人
	安芸太田町	安芸太田町	安芸太田町	広島県 8,238人
	北広島町	北広島町	北広島町	広島県 20,857人
	世羅町	世羅町	世羅町	広島県 18,866人
	神石高原町	神石高原町	神石高原町	広島県 11,590人
	飯南町	飯南町	飯南町	島根県 5,979人
		東出雲町	東出雲町	島根県 14,193人
		奥出雲町	奥出雲町	島根県 15,812人
		海士町	海士町	島根県 2,581人
		西ノ島町	西ノ島町	島根県 3,486人
		知夫村	知夫村	島根県 725人
		隠岐の島町	隠岐の島町	島根県 16,904人
		長島町	斐川町	島根県 27,444人
			邑南町	島根県 12,944人
			津和野町	島根県 9,515人
			吉賀町	島根県 7,362人
			長島町	鹿児島 11,958人
			西粟倉村	岡山県 1,684人
5ヶ所	8ヶ所	15ヶ所	20ヶ所	
	島根1ヶ所	島根7ヶ所	島根11ヶ所	

*厚生労働省社会・援護局「福祉事務所現況調査」(平成16年10月1日現在)厚生労働省HPおよび全国福祉事務所長会議資料(2007.4.25)

「福祉事務所別データ(18年10月時点)」、長島町HP、西粟倉村HPほかより作成

京極論文の論点は、①県と町村の関係³⁾ ②マンパワーの確保について ③他行政機関との関係 である。以下、これに沿って、町村福祉事務所をめぐる状況と京極論文を検討する。

①県と町村の関係のうち、郡部福祉事務所と町村福祉事務所の関係は、京極の指摘するように、生活保護事務以外の福祉五法は市町村が実施責任を持っており、県福祉事務所は形骸化している。そして、京極は、フィールド機能と給付機能を持った町村福祉事務所を持つべき時代にきているという。京極の指摘のうち、自治体の規模の問題ではなく、住民福祉の視点を判断基準にするべきという点および給付機能だけでなく、フィールド機能を持つべきという点を評価したい。

②マンパワーの確保については、社会福祉士など資格要件を制度化し、その財源を交付税措置すべきであるという京極の見解⁴⁾は肯定できる。

③他行政機関との関係については、京極は保健と福祉の連携の視点から保健所と福祉事務所のエリア的なずれを指摘し、「別途の検討」が必要としている。

以上の議論を踏まえた結論として、京極は「地方分権化の推進からは、近年の市町村合併からまぬがれた町村は比較的足腰が強いところが大部分であることを鑑みて、都道府県の郡部福祉事務所の権限を移管した町村福祉事務所の義務化は避けられない検討課題となっている」^[2]としている。

つまり、「町村福祉事務所の義務化は避けられない検討課題」^[3]であるというのが京極論文の結論である。

第2章 島根県の状況と町村福祉事務所

1. 島根県の財政状況と権限委譲（町村福祉事務所）

島根県の財政規模は、一般会計歳出決算額でみると平成18（2006）年度は5,258億円で47都道府県中の35位である。『島根県の姿』^{〔4〕}によると財政状況の特徴は、①歳入の多くを国庫支出金や地方交付税に依存する構造であったところ、②県税収入の伸び悩みと地方交付税減額で、③一般会計当初予算額は連続減少、④1兆円を超える地方債残高もあり、⑤財政再建団体への転落が危惧される非常事態にあるという点に尽きる。

島根県の権限委譲計画は、平成15（2003）年9月、平成19（2007）年3月の2種類^{〔5〕}があり、平成19（2007）年のもは改訂版と位置づけられている。

平成15（2003）年9月の『市町村への権限委譲計画』^{〔5〕}では、生活保護業務を町村に権限委譲することを検討した結果、委譲しないとしているが、平成18（2006）年9月の『市町村への権限委譲計画（改訂版）素案』^{〔6〕}では、生活保護業務に関連して「福祉事務所の設置運営」を市町村に委譲する方針が示されている。具体的には、「福祉事務所が行なう事務についても、町村福祉事務所の設置促進などにより市町村への事務権限の委譲を進めていく」^{〔7〕}と記載されている。

そして、平成19（2007）年3月の計画には「平成の大合併が進み平成17（2005）年10月には本県市町村が21の体制へと大きく様相が変わった」^{〔8〕}ことから、計画を改定したと記されている。新計画でも町村福祉事務所に関する記述は変化していない。

以上のように町村への福祉事務所権限委譲の背景としては、平成18年の『地方分権改革推進法』^{〔6〕}があるが、それ以上に県税収入の伸び悩みと地方交付税削減による財政の危機的状況が大きな要因と考えられる。

2. 島根県の概要

島根県の人口規模は、平成17（2005）年10月では約74万人で、47都道府県中の46位である。人口の特徴は、①人口の社会減、自然減ともに近年拡大傾向で人口減少が予想され、②老年人口と年少人口の割合は平成7（1995）年に逆転し、高齢化率は27.1%（H17）で、③高齢化が進行し人口が減少した集落では社会的共同生活が困難なところが生じていることである^{〔7〕}。

島根県の産業規模は、平成17（2005）年度の県内総生産（名目）24,966億円で、47都道府県中の45位である。産業の特徴は、①製造品出荷額は約1兆円で推移、②農林水産業産出額は減少傾向にあり、③観光客入り込み延べ客数は、2,600万人程度で推移しているが、④製造業における雇用者数は減少し、農業の担い手は高齢化しており、⑤建設業、政府サービスのウェートが高い産業構造であることである^{〔8〕}。

島根県の所得は、平成16（2004）年度の一人あたり県民所得は全国平均の85.8%、全国で35位で住民所得の公的部門への依存度が高い^{〔9〕}。所得・雇用の特徴は、①H16（2004）年度の実質県内経済成長率は0.8%で、国の成長率よりも下回っており、②住民所得は公的部門への依存度が46.9%で全国平均を約10ポイント上回り、約19%を年金に依存しており、③一人あたり県民所得は全国で35位で、④有効求人倍率は全国を下回り、⑤県内就職率は低下傾向にあることである^{〔10〕}。

県民所得の公的部門依存度については、県の調査が圏域毎に分析^{〔11〕}し、年金依存を明らかにしている。

3. 市町村合併と福祉事務所の動向

島根県は平成の大合併を経て21市町村体制（8市12町1村）となった。市町村数は、地方自治法施行時の249市町村から昭和45（1970）年の市町村合併特例法改正時に59市町村に激減し、さらに平成の大合併で半減以下の21市町村に減少している。

経過をみていくと、昭和22（1947）年5月3日、地方自治法施行時は、249市町村（3市28町218村）で

表2 平成の市町村合併経過

平成成16年度	安来市（安来市・広瀬町・伯太町が新設合併）
	江津市（江津市に桜江町が編入合併）
	美郷町（邑智町・大和村が合併）
	邑南町（羽須美村・瑞穂町・石見町が新設合併）
	隠岐の島町（西郷町・布施村・五箇村・都万村）の新設合併
	雲南市（大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町が新設合併）
	益田市（益田市に美都町・匹見町が編合併）
	飯南町（頓原町・赤来町が新設合併）
	出雲市（出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町が新設合併）
	松江市（松江市、鹿島町、島根町、美保閔町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町が新設合併）
平成成17年度	津和野町（津和野町・日原町が新設合併）
	大田市（大田市・温泉津町・仁摩町が新設合併）
	浜田市（浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町が新設合併）
	吉賀町（柿木村・六日市町が新設合併）

あったが、昭和45（1970）年4月1日から市町村合併特例法改正時の平成11（1999）年7月8日までは、59市町村（8市41町10村）となり、平成16・17年に大幅に減少し、平成18（2006）年3月では21市町村（8市12町1村）となっている¹²⁾。（表2参照）

町村福祉事務所は、平成18（2006）年4月に1カ所、平成19年4月に6カ所、平成20年4月に4カ所が設置され、現在、市部8カ所と県所管（川本町と美郷町を所管）1カ所の計20カ所で、平成21年度に川本町と美郷町が福祉事務所を設置、県所管は全廃となる¹³⁾。

県福祉事務所は、上述のような町村の市への合併や雲南市の誕生、町村福祉事務所の設置により組織再編が行なわれた。（図1・2参照）

4. 町村福祉事務所に関する支援措置

島根県は『市町村への権限委譲計画』のなかで、「移譲された事務・権限が市町村において円滑に実施されるよう」、「県は市町村に対して」「財源措置及び人的支援その他の支援措置」を講ずるとしている¹⁹⁾。

「財源措置」については、①「条例による事務処理の特例（自治法§252の17の2）」による移譲の場合は、「しまね市町村総合交付金（事務処理特例交付金）」による措置、②事務・権限が法定移譲される場

合は、地方交付税算定の対象となり、地方財政措置がなされるとしている。町村福祉事務所については、特別地方交付税算定による措置となる¹⁴⁾。

「人的支援その他の支援措置」については、『島根県の健康福祉』（平成20年度版）の「生活保護費の給付事業」で3点をあげており¹⁵⁾、聞き取りでも確認できた。

5. 聞き取りの結果

(1) 県庁関係課の聞き取り

県市町村課（権限委譲推進スタッフ）では、『市町村への権限委譲計画』（平成15（2003）年9月）にある福祉事務所設置関連の検討が、どのような経過で行なわれ記載されたか尋ねたが、具体的ないきさつは不明であり、町村福祉事務所設置という原案は県庁内の福祉サイドから出されたものかもしれないとのことであった。

県健康福祉部健康福祉総務課（総務情報スタッフ）では、町村福祉事務所に対する財源措置について尋ねたところ、特別交付税による財源措置を行なっているとの説明を受け、後日、資料を提供していただいた。

県健康福祉部地域福祉課（生活保護支援スタッフ）では、生活保護支援を担当する立場からは、町村福祉事務所に対しては相談・指導が不可欠との意見が聞かれた。日常的に電話等での相談支援を行なっており、



平成14年4月1日現在

	松江市	八束郡	安来市	能義郡	仁多郡	大原郡	飯石郡	出雲市	平田市	鏡川郡	大田市	赤松郡	邑智郡	江津市	浜田市	那賀郡	益田市	美濃郡	鹿足郡	島後	島前	
保健所		松江			雲南			出雲		出雲		畿央		浜田			益田				隠岐	
福祉事務所		東部			雲南			麓川		麓川		畿央		那賀			西部				隠岐	
健康福祉センター		松江			木次			出雲		出雲		川本		浜田			益田				隠岐	
2次医療圏		松江			雲南			出雲		出雲		大田		浜田			益田				隠岐	

図1 福祉事務所地図（島根県庁作成 2002. 4）



図2 島根県市町村図（2008）

監査より相談支援が重要である。業務の正確な執行のためにも、町村福祉事務所からの相談に丁寧に対応する必要があるという見解は十分説得力があった。そして、町村の職員が専門職として育ててほしいという意見は、今後どうなるのか不安があるということであろうと理解した。町村の今後の人事管理次第で町村福祉事務所の専門性・力量が決まってくると考えられる。

(2) 町村役場の聞き取り

3町で聞き取りを行ったが、福祉事務所設置・生活保護移管について、職員の能力的には特段の問題はないようであった。

①斐川町福祉事務所 斐川町は人口27,444人（平成17年国勢調査）で、工業出荷額が県内第1位である。斐川町福祉事務所は健康福祉課を福祉事務所としており、健康係、高齢障害福祉係、子育て支援係、介護保険係、生活支援係からなる。関連組織として、地域包括支援センター、保育所がある。生活保護業務の移管に当たっては、県職員の派遣はなく、派遣研修を行い、日常的には県と連絡を取りながら業務を遂行しているとのことであった。

②東出雲町福祉事務所 東出雲町は人口14,193人（平成17年国勢調査）で、工場の集積地である。東出雲町福祉事務所は保健福祉課を福祉事務所としており、福祉グループ、子育て支援グループ、保健衛生グループ、介護保険グループからなる。関連組織として、地域包括介護支援センター、子育て支援センターがある。生活保護業務の移管に当たっては、特段の問題はなかったようで、県職員派遣はない。スーパーバイザーは兼務で、保護担当は2名（うち1名兼務）。

③飯南町福祉事務所 飯南町は、人口5,979人（平成17年国勢調査）の山間地である。飯南町福祉事務所は保健福祉課のなかにあり、他に福祉担当、保健担当があり、飯南病院と診療所を設置している。担当者に面談したが、生活保護の業務では地域が狭いため、顔見知りの関係がマイナスになることもあるという話が印象的であった。福祉事務所業務について特別に困難はないとのことで、今後の人事異動や経験の蓄積、研修が課題と思われる。

6. 島根県と町村会の覚書

町村福祉事務所の設置に当たって、町村会は知事との間で覚書^[10]を交わしている。覚書のなかで町村会は、町村福祉事務所の設置の意義について、「住民に身近な市町村において一元的に提供されることが望ましいという共通認識に立って、町村の福祉事務所の設置に向けた取組みを進める」としている。ここからは、県からの町村福祉事務所の設置の要請を受けて、行財政改革ではなく、身近な町村への一元化という大義名分によって町村会をまとめようとしたことが伺える。

しかし、町村会は、本来、福祉事務所の設置は県が行うものとして、町村福祉事務所の設置を強要しないように求めるとともに、県の多面的な支援を求めている。とりわけ財源確保については、県に対して、特別交付税措置額が「現行方式による算定額を大幅に下回り福祉事務所の運営に支障を及ぼすような事態となった場合には財政上の配慮から適切な対応を行なう」よう求めている。そして、特別交付税による措置という現行制度について「市分と同様普通交付税による措置とする」よう制度改正を国に働きかけるとしている。

また、「特別交付税の配分に当たって福祉事務所関係経費の措置額」の明示を求めている。この点に関して、町村福祉事務所での聞き取り調査では、「特別交付税による福祉事務所関係経費の措置額」は、他の交付税措置額との総額で交付されるため、福祉事務所サイドではわからないという声が聞かれた。

まとめ

島根県と町村会の覚書にみられるように、町村の福祉事務所設置の目的に関する認識は、要約すれば、①行政サービスの提供が市町村に一元化されるべきという時代の趨勢だから、②生活保護等の行政サービスも身近な市町村で担当するほうがよいので、③県が町村福祉事務所を設置せよというなら設置しようというものである。これが各町村長の共通認識なのであろう。

しかし、このような消極的な認識でよいのだろうか

か。住民生活を地域で守るのが町村役場の任務である。地方自治権を拡充するために権限委譲を求める視点すなわち住民生活を守るという自治体本来の業務を実行するために町村福祉事務所を設置し、そのための財源措置を求めるという姿勢こそ本来の姿ではないだろうか。

そのような理念に基づいて、地域自治の推進とりわけ地域福祉を中心にすえた町村福祉行政を展開するために全国の町村が福祉事務所を設置すべき時である。すなわち京極が指摘する「町村福祉事務所の義務化」を検討すべき時期に来ているのである^[11]。

それにもかかわらず、多くの町村福祉事務所では、旧来型の人事異動で福祉担当者を短期間で交代させている。なぜ、福祉の専門機関としての専門性を確保するという方針を持つとしないのか。

専門性を確保しなければ町村福祉事務所を設置しても住民生活を守るという地方自治の目的は果たせない。町村福祉事務所の職員を短期間で異動させることをやめ、社会福祉士等の専門職員の採用・養成をあわせて専門性を確保するべきである。

そのうえで京極のいうように「フィールド機能と給付機能の両面」をあわせ持つ福祉事務所を創っていく必要がある。この「フィールド機能」をソーシャルワーク機能と理解すれば、福祉事務所は生活保護等の給付機能だけでなく、ソーシャルワーク機能を併せ持つべきなのである。

そして、そのための財源措置が不可欠である。上述の通り、町村福祉事務所の財源措置は、普通地方交付税ではなく不安定な特別交付税^[6]による財源措置であるので、せめて、特別交付税による措置を市福祉事務所と同様に普通交付税による措置に改正するべきで、この点は、鳥根県・町村会の覚書のとおりである。

町村福祉事務所の専門職員確保については、社会福祉士の採用が一つの方策と考えられるが、そのような事例は鳥根県内の福祉事務所設置町村の一部^[17]でしかない。町村福祉事務所が専門職を採用して専門性を確保し住民生活を地域で守る専門機関になるた

めにも、そのための財源確保が不可欠である。具体的には京極のいうように「交付税に町村の福祉事務所職員および措置義務に伴う手当費を組み込むなどの工夫」^[12]が必要なのである。

引用・参考文献

- [1] 『生活保護改革と地方分権化』京極高宣 2008 ミネルヴァ書房 第9章第3節3
- [2] 同上 p155
- [3] 同上 p156
- [4] 『鳥根県の姿』鳥根県ホームページ http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/hatten/index.data/shimaneken_no_sugata.pdf
- [5] 『市町村への権限委譲計画』市町村課 平成15年9月
- [6] 『市町村への権限委譲計画（改訂版）素案』市町村課 平成18年10月
- [7] 同上 p12
- [8] 『市町村への権限委譲計画』市町村課 平成19年3月 p1
- [9] 『市町村への権限委譲計画』市町村課 平成19年3月 p11
- [10] 「町村福祉事務所の設置に関する覚書」（平成19（2007）年2月26日）鳥根県知事と鳥根県町村会
- [11] 前掲 京極 p156
- [12] 前掲 京極 p154

註

- 1) 厚生労働省社会・援護局「福祉事務所現況調査」（平成16年10月1日現在）厚生労働省
- 2) 全国福祉事務所長会議資料（2007.4.25）「福祉事務所別データ（平成18年10月時点）」
- 3) 県と町村の関係のうち県福祉事務所について、「生活保護と児童扶養手当に特化しており」、「機能が生活保護中心となり、福祉五法関係の事務は形骸化してしまっている」とする。町村職員については、「社会福祉基礎構造改革で福祉五法は市町村が実施責任を持って」おり、「生活保護事務はほとんど関係を持たなくてよい仕組みになっている」とする。そのうえで、「本来としては自治体規模の問題ではなく、いわば住民福祉の点から町村も

郡部福祉事務所を一部事務組合としてか、あるいは単独の町村福祉事務所を持つべき時代にきているのではなからうか」と指摘している。そして、「フィールド機能と給付機能の両面から、市町村の福祉部局と別の組織の福祉事務所を設置せよ、というわけではなく、むしろ市町村の福祉部局と並存ないし合併した形でソーシャルワーク機能をきちんと持たせれば、何ら問題はない」と提案している。

- 4) 京極の指摘するとおり、町村が福祉事務所を持つ場合は「人材の確保自体が極めて困難で」あるが、「社会福祉士の存在を重視し、その有資格者を人材登用で生かし、またそうした有資格の職員を採用すればそうした困難をかなり解決できる」し、「一定の資格要件（社会福祉士の活用など）を制度化すれば市町村ごとの人材格差は基本的に生じないと考えられる。その際の財源確保について京極は、「交付税に町村の福祉事務所職員および措置義務に伴う手当費を組み込むなどの工夫」を提案しており、この点も実現可能な提案と評価したい。そして、京極は「あながち町村も福祉事務所を設置することができないわけではない」と結論づける。
- 5) 経過をみると、「平成12年の『地方分権推進一括法』の施行を受け、平成14年から市町村と県とで市町村への権限委譲のあり方等について検討を進め、平成15年9月に『市町村への権限委譲計画』を策定」とされている。
- 6) 『地方分権改革推進法』平成18年12月15日法律第111号
- 7) 『鳥根県の姿』鳥根県ホームページ p6
- 8) 『平成17年度県民経済計算』内閣府 <http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/toukei.html>
『鳥根県の姿』鳥根県ホームページ p16 - 18
- 9) 『鳥根県の姿』鳥根県ホームページ p11
- 10) 前掲『鳥根県の姿』p10 - 13
- 11) 『経済構造分析』（平成19（2007）年3月）

調査目的は、「県内の各地域は、公共事業依存度など経済構造に相当の差異があり、地域特性に応じた施策展開を進める必要がある。そこで、県内を広域市町村圏の7つの圏域（通勤圏等概ね経済的なまとまりのある圏域と判断できる圏域）に分け、圏域毎に調査分析を」行なうとされている。「平成15年度の・・・住民所得（雇用者所得と年金受給額の合計）のうち公的部門から生じる所得の割合（公的依存割合）を見ると、・・・全国平均は37.6%であり、各圏域とも公的依存度が高い。圏域別に

見ると、隠岐圏域が最も高く、これに大田、雲南、益田圏域が続く。また、公的部門の内訳を見ると、年金への依存割合が高い。」としている。

- 12) 『鳥根県の地名鑑』平成19年1月鳥根県市町村課編集による。
- 13) 「中国新聞」2008.1.1による
- 14) 地方交付税法第15条で額の算定、16条で交付時期が定められ、町村福祉事務所分は特別交付税に関する省令第3条で12月交付とされている。省令は基準財政需要額の算定に用いた算定方法に準じて算定すると定める。算定基礎の生活保護費単位数（19年度6,580円）には生活保護費と社会福祉事務所費（行政権能差分0.155）を含む。町村福祉事務所の特別交付税は、単位数×人口×補正係数で算定する。県資料では、市部と同等になるよう説明している。A町（人口約6千人）で、生活保護費分6,900万円、社会福祉費分（行政権能差分）1,600万円（2億600万円－既算入分1億9千万円）を算定している。『平成19年度地方交付税制度解説』（財）地方財政協会単位数編 p183、補正係数編 p257 ほか
- 15) 『鳥根県の健康福祉』（平成20年度版）p36 生活保護費の給付事業
①生活保護業務を担当する県職員の派遣（奥出雲町、津和野町、吉賀町）②生活保護支援スタッフ（本庁）、西部福祉事務所による実地指導（月1回程度）③町村福祉事務所を対象とする研修の実施
- 16) 「普通交付税の総額が・・・算定した合算額をこえる場合においては、当該超過額は、・・・特別交付税の総額に加算」（地方交付税法第6条の3）としている点や12月交付である点、内訳が明示されない点から不安定である。
- 17) 川本町が平成20（2008）年4月採用、津和野町と西ノ鳥町が平成21（2009）年4月採用予定しているだけである。